

令和 8 年度 保育施設等利用申込みの手引き



令和 7 年 9 月作成
鳩山町 町民健康課

令和 8 年度保育施設等利用申込みの手引き

〔保育施設等の利用希望申込みをする前に必ずお読みください〕

目次

1	教育・保育施設等を利用するための保育の必要性の認定	1
2	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での利用を希望される場合	1
	（1）利用申込みについて	1
	（2）預かり保育利用料の一部無償について	2
3	保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望される場合	2
	（1）保育を必要とする事由	2
	（2）保育の必要量	3
	（3）優先利用の該当の有無	3
	（4）保育の利用調整について	4
	（5）保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込みについて	4
	（6）保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込みに必要な書類	5
	（7）保育の利用時間について	6
4	認可外保育施設等の利用を希望される場合	6
5	町内保育所一覧	7
6	保育施設等の利用者負担（保育料）について	7
	（1）保育無償化について	7
	（2）利用者負担（保育料）の算定方法について	8
	（3）利用者負担（保育料）等の軽減事業について	9
7	利用申込みにあたって	10
	（1）利用申込をした後の申込内容の変更について	10
	（2）入所決定後のお手続き	10
	（3）クラス年齢について	10
8	一時預かり保育事業について	11
9	病児・病後児保育事業について	11
10	休日保育事業について	12
11	延長保育事業について	12
12	町内子育て支援施設一覧	13
13	ファミリー・サポート・センター事業について	15
	（1）ファミリー・サポート・センター事業／緊急サポートセンター事業について	15
	（2）鳩山町ファミリー・サポート・センター利用料助成事業について	16
14	乳児等通園支援事業について【令和 8 年 4 月開始予定】	16
15	令和 8 年度 4 月入所手続きの流れ	17
16	令和 8 年度 利用者負担（保育料）無償化手続きの流れ	18

1 教育・保育施設等を利用するための保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園（※1）、保育所、認定こども園及び地域型保育給付施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用を希望する保護者の方は、役場町民健康課に申請書類を提出し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」の区分に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育給付施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）のうち利用可能な施設が決まります。

※1 幼稚園については、「新制度に移行する園」と、「現行制度のまま継続する園」があり、各園の判断においてどちらかを選択することになります。制度によって入園方法が違いますので、希望する園へ確認をお願いいたします。

【保育の必要性の3つの認定区分】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用時間	利用先
満 3 歳 以上の 場合	教育を希望する場合	1 号認定	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
	「保育の必要な事由」 に該当し、保育所等での 保育を希望する場合	2 号認定	保育標準時間	保育所、認定こども園
			保育短時間	
満 3 歳 未満の 場合		3 号認定	保育標準時間	保育所、認定こども園、 地域型保育事業所
			保育短時間	

※教育標準時間及び保育短時間は1日8時間まで、保育標準時間は1日11時間まで。

2 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）での利用を希望される場合

（1）利用申込みについて

入園を希望する園の入園説明会等にご出席いただき、内定を受けてください。
内定後、入所児童ごとに役場町民健康課へ下記申請書類（★ア～イ）を提出し、入園に必要な教育認定（1号認定）を受けてください。

★申請書類

- ア 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所（保育所・幼稚園等）申込書
- イ 家庭状況申告書

(2) 預かり保育利用料の一部無償について

教育認定(1号認定)のうち、教育標準時間外の預かり保育の利用に必要な「保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）」の対象児童は、預かり保育の利用料が一部無償（月額 11,300 円まで）になります。

「保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）」を受けるには、下記申請書類（★ア～ウ）を提出してください。

★申請書類

- ア 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- イ 家庭状況申告書
- ウ 「保育を必要とする事由」が確認できる書類（5 ページ参照）

3 保育所・認定こども園（保育所部分）の利用を希望される場合

(1) 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが次の事由のいずれかに該当することが必要です。

- ① 1 か月あたり週 4 日以上かつ 6 4 時間以上の労働に従事していること
- ② 妊娠中か出産後間がないこと（出産予定日の属する月の3か月前の1日から出産日の前日を「妊娠中」といい、出産日から出産後8週間経過した日の翌日が属する月の末日までを「出産後間がない」といいます。）
- ③ 保護者の疾病（治療に1か月以上の期間を要するもの）、又は障がい
- ④ 同居の親族（長期入院等を含む）を 1 か月あたり週 4 日以上かつ 6 4 時間以上介護・看護していること
- ⑤ 災害の復旧に当たっていること
- ⑥ 求職活動を継続的に行っていること（ただし、入所から3か月以内に就職していない場合は退園となる場合があります）
- ⑦ 1 か月あたり週 4 日以上かつ 6 4 時間以上の就学又は職業訓練をしていること
- ⑧ 子どもに対し虐待をするおそれがあること
- ⑨ 配偶者からの暴力により就学前子どもの保育を行うことが困難であること
- ⑩ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること（新生児は育児休業終了の2か月前から入所可能）
- ⑪ その他、上記に類する事由であると町長が認める状態にある場合

(2) 保育の必要量

就労等の事由で保育を必要とする場合、次のいずれかの利用時間となります。

- ①保育標準時間：原則的な保育時間（1日あたり8時間まで）の利用では、一定時間以上に渡り、保育を行うことが困難であると認められる場合、1日11時間までの利用に対応するもの
 - ②保育短時間：原則的な保育時間である1日あたり8時間までの利用に対応するもの
- ※1 保育標準時間の利用は、保育を必要とする事由が就労、就学、介護等の場合には1か月あたり120時間程度の就労、就学、介護等を下限とします。
- ※2 保育短時間の利用は、保育を必要とする事由が就労、就学、介護等の場合には1か月あたり週4日以上かつ64時間程度の就労、就学、介護等を下限とします。
- ※3 保育を必要とする事由のうち、「妊娠・出産」「疾病・障がい」「災害復旧」「虐待・DV」については、保育標準時間の認定となります。
- ※4 保育を必要とする事由のうち、「求職活動」については、保育短時間の認定となります。

(3) 優先利用の該当の有無

入所を希望する児童が以下に該当する場合、保育利用の優先度が上がります。

※入所を確約するものではありません。

- ①鳩山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）第2条第2項に規定するひとり親家庭であること
- ②生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている世帯のうち、保護者の就労により自立が見込まれる世帯に属していること
- ③保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定であること
- ④障がいを有していること
- ⑤保育を受けようとする保育所等に兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所等と同一であること
- ⑥地域型保育事業による保育を受けていたこと
- ⑦虐待を受けるおそれがある状態その他社会的養護が必要な状態にあること
- ⑧①から⑦に掲げる事由に類すると町長が認める状態にあること

（４）保育の利用調整について

保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当することにより、保育所、認定こども園、地域型保育給付施設を利用することができます。町が家庭状況（施設の所在市町村に在住または在勤であること等）や希望する施設の空き状況等に基づいて調整を行い、利用する施設や利用期間を決定します。

（５）保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込みについて

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所（保育所・幼稚園等）申込書により入所を希望する児童ごとに申請してください。

入所期間は１か月単位で決定します。年度途中に入所する場合は、入所を希望する月の前月の１０日まで（町外の施設を希望する場合は前々月の末日まで）に申請書等を提出してください。なお、年度途中は入所定員に空きがある場合のみ、入所を受付けます。例年８月～１０月頃、定員に達するため、１０月以降の入所を希望する場合は、原則、次年度からの入所をお願いしています。

令和８年度中に育児休業が終了する保護者へ ＊入所予約制度について＊

入所予約制度とは、育児休業明けの保護者が速やかに職場復帰できるよう、事前に入所するための空きを確保する制度です。現在、法律に基づく育児休業を取得中で、年度途中の職場復帰が見込まれる方は、育児休業終了２か月前から入所が可能です。入所予約制度を利用する場合、年度当初に定員を調整するため、年度当初の入所申込みと同時に受付を行います。

令和８年３月３１日までに鳩山町へ転入する方へ 転入誓約について

入所申込みは、希望する施設の所在市町村に関わらず、通常お住まいの市町村で行います。ただし、令和８年３月３１日までに鳩山町へ転入の届出をする予定があり、なおかつ転入先となる住所が確定している場合は、鳩山町で申込みます。（同様に、新年度が開始するまでに鳩山町外に転出する場合は、転出先の市町村で申込みます。）転入予定の証明として、賃貸借や住居を建築していることが分かる契約書の写し等を提出してください。すでに鳩山町に住んでいる方と新たに同居する場合は、その方の同意が必要です。

入所保留について

入所を希望する保育所等が定員に達している場合や、育児休業の延長を許容できるため、入所優先度に係る調整指数の減点を希望する場合、申請した年度中は入所保留扱いとなります。その場合、申請した年度の3月までが有効期間となりますが、保留通知は最初の結果通知の分のみの発送となります。翌月以降の利用状況の証明が必要な方に対しては、保育施設等の利用状況証明書を月ごとに発行します。利用状況証明書は、申請書の提出があった月の前月末時点で入所が保留になっている証明をするものです。証明書をご希望の方は、保育施設等の利用状況証明申請書を役場町民健康課までご提出ください。

(6) 保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込みに必要な書類

ア 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所（保育所・幼稚園等）申込書

イ 家庭状況申告書

ウ 「保育を必要とする事由」が確認できる書類（下表参照）

保育を必要とする事由	提出書類
就労（1か月あたり64時間以上労働することを常態としていること）	就労証明書（勤務先で作成） ※保護者1名につき1枚ずつ提出
妊娠中または出産後間がない場合	理由書・母子手帳の写し
保護者が疾病・障がい有している場合	医師の診断書・障害状況等申告書・障害者手帳等の写し
同居または長期入院等している親族を介護・看護している場合	介護等状況申告書・医師の診断書または介護状況が証明できる書類
震災等の災害復旧にあたっている場合	罹災証明等
求職活動を継続的に行っている場合	就労誓約書・ハローワーク登録証・雇用保険受給者証明書等
就学・職業訓練を行っている場合	在学証明書等
子どもに対し虐待するおそれがある場合	町民相談や児童相談所等への相談を証明できる書類

（次のページに続きます。）

配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合	保護命令、町民相談や配偶者暴力相談支援センター、警察署等への相談を証明できる書類
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合	就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）
その他	保育を必要とする証明書

（７）保育の利用時間について

保護者の状況を客観的に確認し、それぞれの保育必要量に応じて保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

7:30	8:00	8:30	16:30	18:30	19:00
延長時間		保育短時間（最大 8 時間利用）		延長時間	
保育標準時間（最大 11 時間利用）					延長時間
	保育標準時間（最大 11 時間利用）				

※1 保育標準時間は、各施設の開所時間に基きます。（7 ページ参照）

※2 延長時間分は、別途利用料が発生します。

4 認可外保育施設等の利用を希望される場合

認可保育所や認定こども園を利用していない児童のうち、「保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）」の対象児童は、認可外保育施設等（※1）の利用料が一部補助されます。補助の上限は3歳児から就学前までの児童は月額37,000円まで、町民税非課税世帯に属する0歳児から2歳児までの児童は月額42,000円までとなります。ただし、すでに教育・保育給付認定を受けている方は対象外です。「保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）」を受けるには下記申請書類（★ア～ウ）を提出してください。

★申請書類

- ア 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- イ 家庭状況申告書
- ウ 「保育を必要とする事由」が確認できる書類（5 ページ参照）

（次のページに続きます。）

※1 各施設の所在市町村へ届出済みの認可外保育施設、一時保育事業、病児・病後児保育事業等が対象です。

5 町内保育所一覧

① ひばり保育園（私立）【定員 130 人】

対象年齢：0 歳児（生後 3 か月から）～5 歳児

住所：鳩山町大字赤沼 1 5 0 8 電話：2 9 6－2 7 9 3

開所時間：平日（月～土）午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分

（土曜日は、土曜日も勤務の方が優先、延長保育あり）

② ひばりゆりかご保育園（私立）【定員 60 人】

対象年齢：0 歳児（生後 9 週目から）～2 歳児

住所：鳩山町大字赤沼 1 5 3 5－1 電話：2 9 8－2 2 6 1

開所時間：平日（月～土）午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分

（土曜日は、土曜日も勤務の方が優先、延長保育あり）

③ ひまわり保育ルーム（私立）【定員 12 人（うち、地域枠 4 人程度）】

対象年齢：0 歳児～2 歳児

住所：鳩山町松ヶ丘 4－1－3 電話：2 9 6－7 7 1 1

開所時間：平日（月～土）午前 8 時 0 0 分～午後 7 時 0 0 分

※保護者が同法人の従業員である児童を対象とした保育所ですが、地域枠として若干名の受け入れが可能です。

※地域枠の受け入れ可能時間は午前 8 時 10 分～午後 6 時 00 分です。



6 保育施設等の利用者負担（保育料）について

（1）保育無償化について

令和元年 10 月から、新制度（幼児教育・保育の無償化）の開始に伴い、3～5 歳児の利用者負担額（保育料）が無料になりました。（ただし、新制度の対象にならない一部の幼稚園等では、償還払いの手続きが必要な場合があります。）

また、0～2 歳児についても、住民税非課税世帯の場合、利用者負担額（保育料）は無料になります。

（２）利用者負担（保育料）の算定方法について

保育料の額は、現行制度の利用者負担水準や保護者の所得（負担能力）に応じて国が定める基準を上限として、町が年に２回、３月（前期：４月～８月分）と８月（後期：９月～翌年３月分）に算定し、決定しています。前期は前年度の税額で算定し、後期は当年度の税額で再算定します。（住宅ローン減税等が適用されている場合は、減税適用前の税額で算定します。）

その他、実費徴収として保育・教育施設の利用において通常必要とされる経費（制服代、教材費等）のほか、上乘せ徴収として、教育・保育の質の向上を図る目的で特に必要と認められる費用負担（職員配置の充実、平均的水準を超えた施設整備等）が必要となる場合があります。詳細は保育所へお問い合わせください。

参考

令和 7 年度 鳩山町利用者負担（保育料）徴収金基準額表

所得に応じて町が定める額を毎月納入していただきます。利用者負担額の階層は、児童と同一世帯に属して生計を一つにしている父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）のすべての方の市町村民税額の合算等で決まります。

（単位：円）

階層区分		3歳未満（3号）	
		保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支給給付受給世帯	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0
第 3	市町村民税課税世帯（均等割のみ課税）	10,000	9,800
第 4	所得割課税額 48,600 円未満	15,500	15,200
第 5	所得割課税額 57,700 円未満	21,000	20,600
	所得割課税額 77,000 円未満	21,000	20,600
第 6	所得割課税額 77,101 円未満	26,500	26,000
	所得割課税額 97,000 円未満	26,500	26,000
第 7	所得割課税額 121,000 円未満	32,000	31,500
第 8	所得割課税額 169,000 円未満	37,500	36,900
第 9	所得割課税額 211,000 円未満	43,000	42,300
第 10	所得割課税額 301,000 円未満	48,500	47,700
第 11	所得割課税額 397,000 円未満	54,000	53,100
第 12	所得割課税額 397,000 円以上	60,000	59,000

- ①ひとり親世帯等（※１）の方で下記階層に該当する方は、下記の徴収基準額となります。
ただし、第３から第６（所得割課税額 77,101 円未満）までの階層であり、生計を一つにする２人目以降の児童については０円とします。

階層区分		３歳未満時（３号）	
		保育標準時間	保育短時間
第３	市町村民税課税世帯（均等割のみ課税）	3,400	3,400
第４	所得割課税額 48,600 円未満	7,050	7,050
第５	所得割課税額 57,700 円未満	7,050	7,050
	所得割課税額 77,000 円未満	7,050	7,050
第６	所得割課税額 77,101 円未満	7,050	7,050

※１ 母子家庭、父子家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等

- ②保育認定において、第３階層から第１２階層までの世帯であって、同一世帯から２人以上の就学前児童が入所している場合において、２人目以降の児童については、次表により計算して得た額をその児童の徴収金の額とします。ただし、児童の属する世帯が①に掲げる世帯の場合の第３階層から第６階層（うち所得割課税額 77,101 円未満）については、０円とします。

区 分		徴収金の額
２人目の児童	第２階層	０円
	第３階層から 第１２階層まで	該当児童の徴収基準額×０．５円
	３人目以降の児童	０円

※１ 同一世帯内の児童は、年齢が高い順に数えます。

※２ 第３階層から第５階層（うち所得割課税額 57,700 円未満）までの世帯においては、未就学児等の年齢制限は設けず、生計を一つにする全児童を算定対象とします。

（３）利用者負担（保育料）等の軽減事業について

ア 第２子以降特定教育・保育施設等利用者負担額軽減事業

町では、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、同一世帯（※１）に兄弟姉妹がいる場合で、保育施設等を利用する第２子以降が０～２歳児の場合、その児童の保育料は無料になります。

申請がない場合、第２子以降特定教育・保育施設等利用者負担額軽減事業の対象であっても適用することができません。必ず期限までに下記申請書類（★）をご提出ください。

※１ 同一世帯とは、原則同居していて生計を一にしている世帯です。別居していても、仕送り等で生計を一にしていると認められる場合は同一世帯とみなすことができます。その場合は、別居している方の住民票等を別途提出してください。

★申請書類：第２子以降特定教育・保育施設等利用者負担額免除申請書

イ 副食費の免除

保育施設等に通う 3～5 歳児のうち、次の要件に該当する児童は、副食費（おかず代）が免除されます。

【副食費免除要件】

- ・年収 360 万円未満相当世帯の児童（年齢制限なし）
- ・所得階層にかかわらず、同一世帯の児童（年齢制限あり）を第 1 子とした場合の第 3 子以降の児童

※第 3 子以降に該当する世帯の第 1 子の年齢は次表のとおりです。

	教育認定（第 1 号）	保育認定（第 2 号）
年収 360 万円 相当未満	年齢にかかわらず全児童の数 (同一世帯、別居を含む)	
年収 360 万円 相当以上	小学校 3 年生修了前 児童の数（同一世帯のみ）	小学校就学前児童の数 (同一世帯のみ)

7 利用申込みにあたって

(1) 利用申込をした後の申込内容の変更について

引っ越しや出産、離婚等で家庭状況に変更が生じた場合や、就労先等を変更する場合は役場町民健康課に連絡してください。

(2) 入所決定後のお手続き

入所決定を受けた施設と直接やり取りし、詳しい説明を受けてください。

保育所の場合、保育料の支払先は町になります。預金口座振替依頼（申込）書（0 歳児～2 歳児のみ）を金融機関に提出してください。

(3) クラス年齢について

各クラスの年齢は、令和 8 年 4 月 1 日現在の年齢で決まります。

クラス年齢	生年月日
0 歳児	令和 7 年 4 月 2 日 ～ 令和 8 年 4 月 1 日
1 歳児	令和 6 年 4 月 2 日 ～ 令和 7 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 5 年 4 月 2 日 ～ 令和 6 年 4 月 1 日

クラス年齢 3 歳児からは、保育料無償化の対象になります。

クラス年齢	生年月日
3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日 ～ 令和 5 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 3 年 4 月 2 日 ～ 令和 4 年 4 月 1 日
5 歳児	令和 2 年 4 月 2 日 ～ 令和 3 年 4 月 1 日

8 一時預かり保育事業について

★対象施設：ひばり保育園、ひばりゆりかご保育園、ひまわり保育ルーム

保育所等の入所決定を受けていない児童において、保育が一時的に困難になった場合、対象となる町内保育所へ預けることができます。（預ける理由は問いません。）ご利用するには、事前登録が必要です。利用できる時間は各施設により、異なります。半日利用の場合は、必要に応じて給食代（200 円）、おやつ代（100 円）をご用意ください。詳しくは、対象施設へ直接お問い合わせください。

【利用料金】 〈ひばり保育園、ひばりゆりかご保育園の場合〉

	1 日利用（4 時間半以上）	半日利用（4 時間半未満）
3 歳未満児	2, 8 0 0 円	1, 5 0 0 円
3 歳以上児	1, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円

※ 1 日利用の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までご利用可能です。

※ その他、別途徴収が必要な場合があります。

【利用料金】 〈ひまわり保育ルームの場合〉

	1 日利用（4 時間半以上）	半日利用（4 時間半未満）
3 歳未満児	2, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

※ 1 日利用の場合は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までご利用可能です。

※ その他、別途徴収が必要な場合があります。

9 病児・病後児保育事業について

★対象施設：ひばり保育園、ひばりゆりかご保育園

病気の回復期に至っていない期間又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間において、一時的にその児童を預かる事業です。なお、利用にあたっては、緊急の場合を除いて、事前に保育所へご連絡ください。

（次のページに続きます。）

事前に「病児・病後児利用登録書」を対象施設へご提出ください。

また、利用時は「病児・病後児保育利用申込書」「病児・病後児医師連絡書（医師作成）」をご提出ください。

【利用料金】

	利用料／回	
町内在住者の在園児	1, 0 0 0 円	非課税世帯の減免有
その他	2, 0 0 0 円	

※「その他」の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

- ・町外在住で、町内の保育園等に通園している児童
- ・小学校修了前の卒園児（町内在住のみ）
- ・一時預かり保育事業で対象施設に登録済みの児童

10 休日保育事業について

★対象施設：ひばり保育園、ひばりゆりかご保育園

保護者の就労等により、休日に保育を行うことが困難な場合、対象となる町内保育所へ預けることができます。ご利用するには、事前登録が必要です。詳しくは対象施設へ直接お問い合わせください。

11 延長保育事業について

★対象施設：ひばり保育園、ひばりゆりかご保育園

認定を受けた保育の利用時間（短時間又は標準時間）を超えて保育を利用する必要がある場合は、延長利用することができます。延長利用時間は、原則 1 時間です。さらに延長が必要な場合は、各施設の開所時間までご利用いただけます。別途、延長分の利用料が発生しますので、ご注意ください。詳しくは対象施設へ直接お問い合わせください。

【利用時間】

認定を受けた保育利用時間	延長利用時間
保育短時間（最大 8 時間）	午後 4 時 30 分～5 時 30 分
保育標準時間（最大 11 時間）	午後 6 時 30 分～7 時 30 分

12 町内子育て支援施設一覧

未就学児とその保護者が遊びを通じて交流できるほか、専門資格を持つ職員による子育てについての相談支援や親子教室などの事業を実施しています。

なお、施設によっては、相談支援の受付時間と遊び場の開室時間が異なります。各施設の詳細は、右の QR コードのリンク先または各施設のホームページ等を確認ください。



①こども家庭センター ぴっぴ

住所：鳩山町大字大豆戸 183-1 保健センター 1 階

電話番号：049-298-1136／FAX：049-296-2832

(1) 相談支援

対象：妊娠・出産・乳幼児期の子育てに関する相談、虐待等の児童福祉相談

受付時間：月～金 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(祝日、年末年始を除く)

(2) プレイルーム（遊び場） ※閉室日は広報等をご確認ください。

対象児童：町内在住の 0 歳～5 歳児（小学校就学前まで）

開室時間：月～金 午前 9 時から正午まで（祝日、年末年始を除く）

費用：無料

②つどいの広場 ぽっぽ

住所：鳩山町松ヶ丘 4-1-1 鳩山町多世代活動交流センター内

電話番号／FAX：049-296-7733

開室時間：月、火、木、金、土 午前 10 時から午後 3 時まで（祝日、お盆、
年末年始を除く）※相談支援・プレイルーム共通

(1) 相談支援

対象：未就学児を中心とした子育てに関する相談

(2) プレイルーム（遊び場） ※最終受付時間：午後 2 時 30 分

対象児童：0 歳～5 歳児（小学校就学前まで）

費用：町内、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町に在住
の方は無料

上記市町以外に在住の方は 1 回 200 円

（次のページに続きます。）

③ひばり子育て支援センター

住所：鳩山町大字赤沼 1508 （ひばり保育園・ひばりゆりかご保育園併設）

電話番号：049-296-5694／FAX：049-296-3331

メール：hoikuen@hibari.or.jp

(1) 相談支援

対象：乳幼児期から青少年期の子育てに関する相談

受付時間：月～金 午前 9 時から午後 5 時まで ※電話・オンライン共通

(2) キッズルーム（遊び場） ※閉室日は広報等をご確認ください。

対象児童：町内在住の 0～4 歳児 ※対象年齢で開室日が異なります。

開室時間：火～木 午前 10 時から正午まで（祝日、お盆、年末年始を除く）

（水曜日）0 歳児（生後 3 か月）～ 1 歳児

（火曜日・木曜日）2 歳～4 歳児

費用：無料

④子育て支援センター ぽぽる【令和 7 年 10 月新設】

住所：鳩山町大字今宿 525-10 サカエハイツ 1F

電話番号：（開設前）070-5555-1152／（開設後）049-210-3217

メール：popolu@ai-relief.jp

開所時間：月～土 午前 9 時から午後 4 時まで（祝日、年末年始を除く）

※相談支援・プレイルーム共通

(1) 相談支援

対象：未就学児（主に 0 歳～3 歳児）を中心とした子育てに関する相談

(2) プレイルーム（遊び場）

対象児童：0 歳～5 歳児（小学校就学前まで）

費用：無料

(3) その他

職員がお子さんを見ている間に保護者の方がひと息つける併設の『あった cafe』

では、コーヒーなどの飲み物のほか、ランチやおやつを提供します。

営業時間：ランチタイム、おやつタイム ※施設 HP 等をご確認ください。

費用：別途メニュー料金がかかります

⑤はとっこひろば「にこにこ」 ※親子教室です。内容は広報等をご確認ください。

住所：鳩山町松ヶ丘 1-2-4 ニュータウンふくしプラザ（鳩山町コミュニティ・マルシェ内）

電話番号：049-290-5469（ニュータウンふくしプラザ）

開室時間：第2、第4水曜日 午前10時から正午まで（事前予約制）

対象児童：0歳～5歳児（小学校就学前まで）

費用：無料

⑥鳩山幼稚園 ピジョッルーム ※幼稚園を遊び場として開放するイベントです。

住所：鳩山町大字赤沼 1730-1

電話番号：049-296-0592

開室時間：水曜日 午前10時から午前11時30分まで（祝日、年末年始を除く）

対象児童：町内の未就学児

費用：無料

13 ファミリー・サポート・センター事業について

（1）ファミリー・サポート・センター事業／緊急サポートセンター事業について

★運営：NPO 法人病児保育を作る会（事務局：緊急サポートセンター埼玉）

育児の応援をしてほしい方（利用会員）と応援をしたい方（サポート会員）からなる会員組織で、地域の会員同士でお子さんの送迎や預かりを有償で行う相互援助活動事業です。ご利用するには、事前のオンライン登録が必要です。会員登録及び利用申込みは右のQRコードから行ってください。

会費や登録費は無料ですが、別途利用料やおやつ代や交通費などの実費負担がかかります。



事業の詳細、会員登録、利用申込みはこちら

外部リンク「緊急サポートセンター埼玉」

【利用料金】

時間帯・区分	ファミリーサポート（通常）	緊急サポート
7時から19時まで	700円／1時間	900円／1時間
19時から7時まで	900円／1時間	1,100円／1時間
18時から9時まで （宿泊）		10,000円／1泊

※利用会員から協力会員へ直接支払います。

(2) 鳩山町ファミリー・サポート・センター利用料助成事業について

ひとり親家庭等を対象に、ファミリー・サポート・センター利用料のサポート券を交付します。サポート券の交付には申請が必要です。所得審査後、認定を受けた方に1枚700円(1時間の利用料相当額)のサポート券を1月につき5枚、申請月から該当事由の認定期間又は当年度末分まで交付します(最大42,000円相当)。

サポート券交付対象世帯は、以下の①から④いずれかに該当する世帯です。

①ひとり親家庭 (所得制限あり)

②住民税非課税世帯

③生活保護受給者

④多胎児(双子や三つ子等)世帯

詳しくは、右のQRコードからご確認ください。



事業の詳細、申請書

様式ダウンロード等は

こちらから

町 HP「鳩山町ファミリー・サポート・センター等
利用支援事業」

★申請書類：鳩山町ファミリー・サポート・センター等ひとり親家庭等認定申請書

14 乳児等通園支援事業について【令和8年4月開始予定】

★対象施設：ひばり保育園、ひばりゆりかご保育園、ひまわり保育ルーム

一時預かり保育事業の空き定員を活用して、保育所等の入所決定を受けていない0歳6か月～満3歳未満の児童を、対象となる町内保育所へ1時間単位で預けることができます。(保護者の就労要件は問いませんが、利用時間に上限があります。)

ご利用するには、オンラインでの事前登録が必要です。利用できる時間帯は各施設により、異なります。

【利用料金(予定)】

〈令和7年9月時点〉

	1時間利用	利用時間上限
満3歳未満児	300円～	月10時間まで

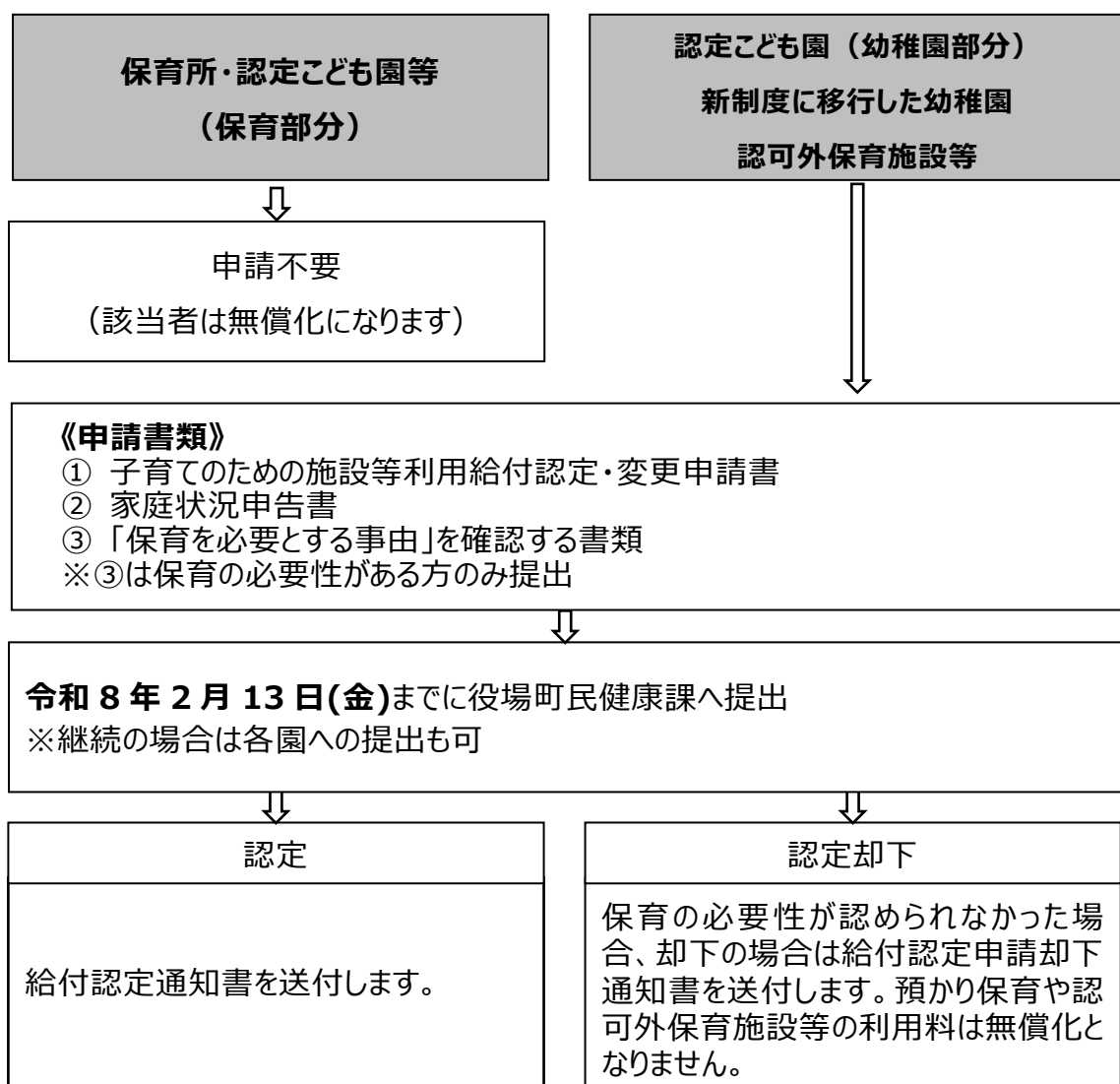
※ 今後、国からの通知等により、利用料金及び利用時間上限等が変更する場合があります。



15 令和 8 年度 4 月入所手続きの流れ



16 利用者負担（保育料）無償化手続きの流れ(3.4.5 歳児クラス)



問合せ

町民健康課 子育て支援・少子化対策担当

TEL：049-277-7527（直通）

FAX：049-296-1945（直通）